

議題 4 母子保健事業について

大阪府妊産婦こころネット

(妊産婦メンタルヘルスに係るネットワーク構築事業)

妊産婦のメンタルヘルスについて

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 基本的方向

令和5年3月22日閣議決定

妊産婦は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えている。
ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすく、うつ病の発症など、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にある。
さらに、妊産婦のメンタルヘルスの不調は、本人のみならず、子どもの心身の発達にも影響を及ぼし、養育不全等のリスクにもなり得る。

総論

市町村において、妊娠期からこどもがおとなになるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対して、ワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて、対象年齢等について柔軟に運用するなど、こども家庭センター等の機能の整備を図るとともに、地域の関係医療機関(産婦人科、小児科、精神科、歯科等の診療科及び助産所)等と連携しつつ、地域における相談支援体制の整備を推進する。

妊産婦等への保健施策

妊娠期から子育て期に至る期間において、子どもとその保護者等との関係性を重視し、その健全な成育過程の形成に資するよう、産婦人科、小児科等と連携し、妊産婦等に対するメンタルヘルスケアを推進する。

特に、産後のメンタルヘルス対策は重要であり、
医師、保健師、助産師等、多職種が連携した支援体制を推進する。

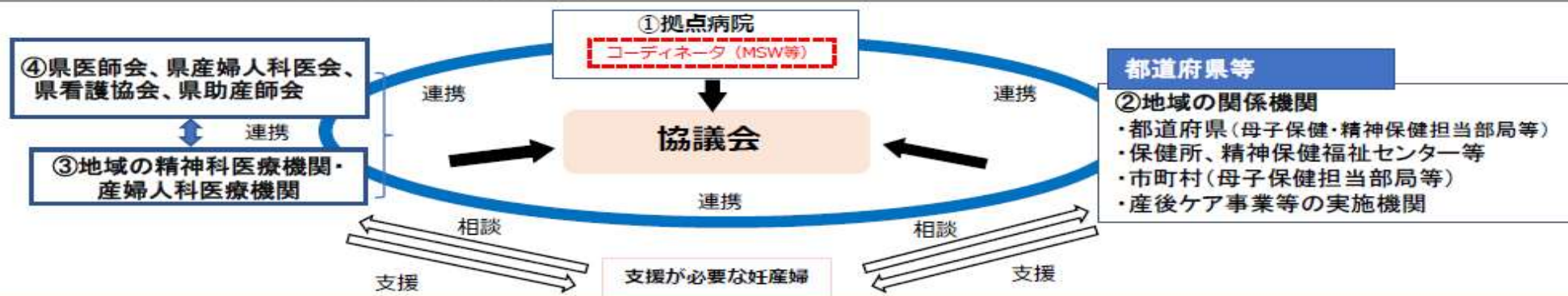
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2 ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

大阪府の取組

目的

妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていると言われ、妊産婦のメンタルヘルスケアが大きな課題となっている。府ではこれまで産前・産後のメンタルヘルスをサポートするため妊産婦こころの相談センターを運営していたが、加えて精神疾患合併妊産婦の受入が一部医療機関に集中している。地域で安心して出産できる環境の整備をめざし妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る各医療機関、市町村等と連携したネットワーク体制の構築を図る。

これまでの経過

【国等】

- H26 東京都監察医務院と順天堂大学の調査により自殺が妊産婦死亡の最大の要因であることが判明
- H26 産前・産後サポート事業、産後ケア事業開始
- H29 産婦健康診査事業開始
- H29「自殺総合対策大綱」に妊産婦の支援の充実を追加
- R4 同大綱に妊産婦の支援を新たに「重点施策」に位置付け

【府の取組み】

- H28 大阪府妊産婦こころの相談センター開始
- H29 最重症合併症妊産婦受入体制検証会議での検討
- H30 妊産婦メンタルヘルス検討会開催(府・市町村)
- R1 精神保健懇話会での検討
- R2～ 市町村との事例検討会開催
- R5 精神疾患合併妊産婦受入に関する医療機関意見聴取

課題

【医療機関】主に精神疾患合併妊産婦

- ・産科・精神科領域の相互理解が進んでいないことにより、救急・高次搬送の需要、受入体制に負担が生じている。
- ・精神病床のある一部の高次医療機関に患者が集中、遠方への通院が必要となり府民にとっては不便。

【市町村】主にメンタルヘルス不調

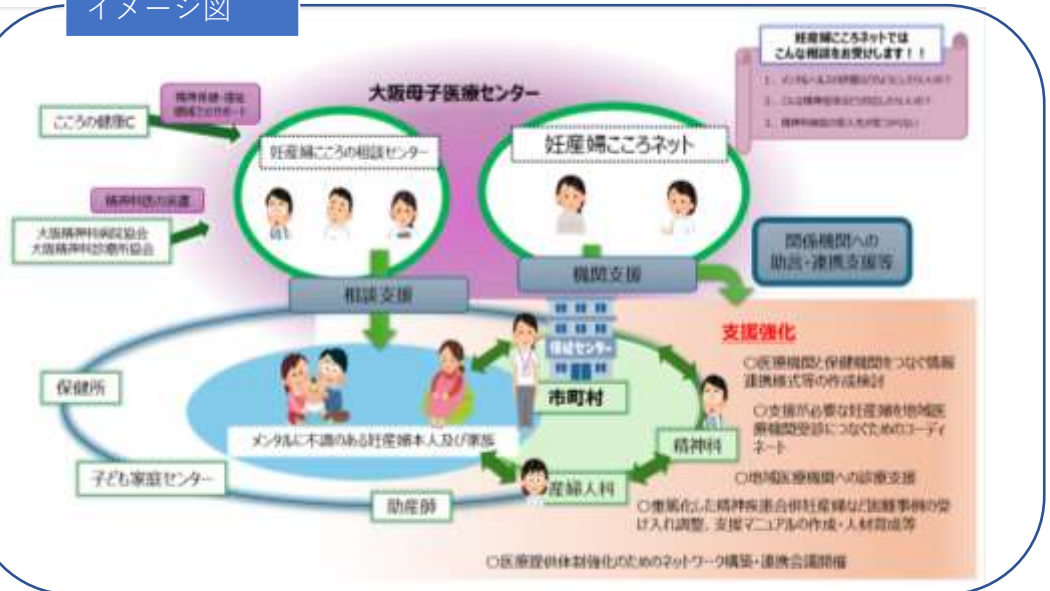
- ・妊娠・出産を機にメンタルヘルスに不調をきたしているものの、境界域の方の支援に困難を生じている。
- ・地域で受診できる医療機関が少ない。
- ・専門家の助言を得つつ地域で支援する体制整備が必要。

大阪府妊産婦こころネットの取組状況

【目的】

妊産婦メンタルヘルスに対応するため、拠点医療機関にコーディネーターを配置し、精神科医療機関、産科医療機関、産後ケア等母子保健事業を実施する地域の支援関係機関のネットワークを構築し、地域の支援の体制整備を図る。

イメージ図



スケジュール

【委託内容】

拠点病院として大阪母子医療センターに委託し下記事業を実施。

1 ネットワーク連携会議（7月18日）

構成メンバー：大精協、大精診、産婦人科医会、OGCS、NMCS、助産師会、看護協会
6病院、保健所、府こころの健康総合センター、政令市、家庭支援課、地域保健課

2 医療機関調査・医療機関リスト作成（9月中旬）

- ・府内産科、精神科医療機関を対象にメンタルヘルスに不調を抱える妊産婦の受け入れ等実態調査
- ・診療可能な医療機関リストの作成

3 医療機関、市町村への相談支援業務（10月～）

- ・医療機関受診につなぐための相談支援
- ・メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦に対応する支援者への助言

4 フロー・症例検討・研修（11月～）

- ・妊産婦のメンタルヘルスに対応する医療機関（精神科、産科）、市町村等支援関係者の人材育成

都道府県実施状況：大阪府のみR6実施

東京都（R6年度は関係機関との調整を実施）他12県が実施検討中

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
母子C	委託開始											
	関係団体へ協力依頼			18日連携会議								
	企画会議	大精協 大精診 助産師会	大精協定例会 大精診理事会 企画会議	医療機関調査（産科・精神科）			相談支援開始					
			周知チラシ作成		医療機関リスト作成			症例検討（1～2市予定）			1/25研修会予定	
府			市町村メンタルヘルス調査			報道提供						

大阪府妊産婦こころネットを通じて、市町村や医療機関を支援します。

大阪府妊産婦こころネット

大阪府妊産婦こころネットでは、大阪母子医療センター内に妊産婦のメンタルヘルスを支援する方への相談窓口を開設しました。

相談時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休み） TEL 0725-55-2632

E-mail cocoronet@wch.opho.jp

メンタルヘル스에不調をきたす妊産婦が安心して子どもを産むことができる医療機関の整備に向けてオール大阪で取り組みます

妊産婦こころネットでは
こんな相談をお受けします！

- ① メンタルヘルスの評価はどのようにしたいの？
- ② こんな精神症状はどう対応したいの？
- ③ 精神科病院の受入先が見つからない。

大阪母子医療センター

妊産婦こころネット



機関支援

市町村こども家庭センター

保健センター

精神科

産婦人科

助産師

保健所

児童相談所

メンタルに不調のある妊産婦本人及び家族

- 産科・精神科医療機関と保健機関をつなぐ情報連携モード等の作成検討
- メンタルヘルスの不調に対する支援が必要な妊産婦を地域医療機関受診につなぐためのコーディネート
- 重篤化した精神疾患合併妊産婦など困難事例の受け入れ調整、支援マニュアルの作成・人材育成等
- 産科・精神科医療提供体制強化のためのネットワーク構築・連携会議開催

支援関係者向けの相談窓口を開設しました

10月から拠点病院である大阪母子医療センターにおいて、府内市町村や医療機関など妊産婦のメンタルヘルスを支援する方を対象とした相談支援事業を開始

- ・開設日 : 令和6年10月1日
- ・相談対象 : 府内市町村や医療機関など妊産婦のメンタルヘルスを支援する方
- ・相談内容 : 医療機関受診につなぐためのコーディネート
- ・相談方法 : 電話およびメール

妊産婦・ご家族などの当事者方向けの相談窓口

○妊産婦こころの相談センター

妊産婦の方及び家族への
個別相談支援



産後ケア事業の提供体制の整備 【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
 - ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備※を進める。

国 : 基本指針を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

➢ 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

産後ケア事業について

【目的】 退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う市町村事業。

【産後ケア事業概要】

(1)対象 産後ケアを必要とする者

(2)内容 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等
きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

(3)実施方法・実施場所等

①宿泊型

病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施

②デイサービス型

個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施

③アウトリーチ型 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

【府内市町村の状況】 3類型から市町村が選択して実施

・府内全市町村が、いずれかの産後ケア事業を実施している。

【経過】

平成27年 産後ケア事業創設

令和 3年 市町村の努力義務として法定化(母子保健法)
対象者が産後4か月までから1年までに拡大

令和 5年 育児不安、心身の不調だけでなく支援を必要とする人は誰でも利用
できるよう拡大(ユニバーサル化)

令和 6年 子ども子育て支援法改正(R7施行)国・都道府県・市町村の役割を明確化
➡都道府県:市町村管内で委託先が確保できない場合、市町村の区域
を超えた広域的な調整を行う

令和7年 地域子ども・子育て支援事業として位置づけ

産後ケアの負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【産後ケア事業方向性】

- ・支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため計画的に提供体制を整備することが重要
- ・受け皿拡大、メンタルヘルスの対応にあたり、市町村だけでなく都道府県の役割も重要

【令和6年度事業内容】

- ・府においてWGを開催
- ・中核市、一般市、町村から代表してメンバーとし、課題・対応策を検討。

【第1回(9/5)意見】

- ・利用希望者急増
- ・行政と住民の産後ケアのイメージが乖離
- ・補助基準の考え方が現場と乖離
- ・様式の統一は必要
- ・市内のみの契約から市外へ広がっているが、市町村ごとに委託料が違うのが課題

【市町村調査】

- WG意見を踏まえ調査
- ・利用者ニーズ
- ・受け皿に関すること
- ・報告様式等の統一化など

必要な広域調整を検討

- ・報告 様式等の統一化
- ・支援の必要性の高い産婦の受け入れ
- ・ケア内容、事故予防 など

市町村の妊産婦のメンタルヘルス調査から見た課題（一部抜粋）

◆医療と市町村との連携

- ・EPDS9点以上でも医療機関から連絡がない場合がある。

◆受診について

- ・妊産婦に対応できる精神科医療機関が少ない。
- ・精神疾患のある妊産婦を受け入れる産婦人科が少ない。

◆産科、精神科との連携

- ・産前産後の精神科処方服薬について方針が異なる。

◆産後ケアの受け入れの問題

- ・産後ケアに繋がらなかったが、条件が合致せず繋がらなかった（精神面において）

◆メンタル不調を抱える妊産婦の対応に苦慮

- ・産後うつを抱える妊産婦への対応が適切であるのかが分からない。

◆本人、家族等の理解が不十分

- ・産婦は心身の不調があっても乳児を抱え気軽に受診できない環境、また精神科を受診することへの抵抗感。

さいごに

大阪府妊産婦こころネットの周知、啓発について
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました